

平成26年度国の施策並びに予算に関する提案・要望
(政策要望部分)

平成25年7月9日
全 国 知 事 会

【農林・商工関係】

1	TPP協定交渉について	1
2	農業の振興について	1
3	林業の振興について	3
4	水産業の振興について	4
5	デフレ経済からの脱却と持続的な経済成長の実現について	5
6	地域経済の活性化について	5
7	中小企業の振興について	6
8	雇用対策の推進について	6

【国土交通関係】

1	防災・減災対策の推進等について	8
2	水源地域の保全について	8
3	社会インフラの老朽化対策の推進・充実について	8
4	鉄道整備等の推進について	8
5	観光振興対策の推進について	9
6	高速道路の整備促進等について	10
7	航空路線の維持・充実等について	10
8	地域振興施策の推進について	11
9	高速・貸切バスの安全対策の強化について	11
10	港湾の整備の推進等について	11
11	直轄事業負担金制度改革の確実な推進について	11

【社会保障関係】

- 1 社会福祉及び保健医療対策等の拡充について 1 2
- 2 人権の擁護に関する施策の推進について 1 3

【文教関係】

- 1 教育施策の推進について 1 4
- 2 地域における科学技術の振興について 1 5

【環境関係】

- 1 地球温暖化対策の推進について 1 6
- 2 自動車排出ガス対策等について 1 6
- 3 大気環境保全対策の推進について 1 6
- 4 生物多様性保全対策等の推進について 1 7
- 5 総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進について 1 7
- 6 海岸漂着物等対策の推進について 1 8
- 7 アスベスト対策の推進について 1 8

【エネルギー関係】

- 1 資源エネルギー対策の推進について 1 9
- 2 電力需給対策の推進について 2 0

【災害対策・国民保護関係】

- 1 大規模・広域・複合災害対策の推進について 2 1
- 2 災害予防対策の推進について 2 2
- 3 総合的な復旧復興支援制度の確立について 2 3
- 4 原子力災害対策の推進について 2 4
- 5 国民保護の推進について 2 5

【地域情報化関係】

- 1 社会保障・税に関わる番号制度について 2 6
- 2 地上デジタル放送に係る必要な措置について 2 7
- 3 地域情報化の推進について 2 7
- 4 情報セキュリティ対策の推進について 2 8

【地方公会計制度・地域国際化・基地・領土・拉致等関係】

- 1 新たな地方公会計制度における会計基準の整備について 2 9
- 2 地域国際化の推進について 2 9
- 3 基地対策の推進について 3 0
- 4 北方領土及び竹島問題の早期解決について 3 0
- 5 拉致問題の早期解決について 3 1
- 6 座礁放置された外国船舶の処理等について 3 1

《政策要望》

【農林・商工関係】

1 TPP協定交渉について

- (1) TPP協定については、農林水産分野のみならず、国民生活のあらゆる分野に大きな影響を与えることが想定されることから、地方の経済活動や国民生活に与える影響や効果、関係国との交渉内容などについて、今後、国民に対する十分な情報提供と明確な説明を行うこと。
また、関係国との交渉に当たっては、地域の活力を決して低下させることがないよう、守り抜くべき国益を守ること。
- (2) 地方の基幹産業であり、国土や自然環境の保全など多面的な機能も有する農林水産業については、経済連携の推進のあるなしにかかわらず、将来にわたり持続的に発展していけるよう、その再生・強化に向け、国の責任において、安定した財源の確保を含め、具体的かつ体系的な対策を明らかにし、講ずること。
- (3) TPP協定への参加の可否については、都道府県など地方の意見を十分に聴き、国民合意を得た上で判断することとし、特に、東日本大震災からの復興を目指す被災地域に十分配慮した上で、地域の活力をいささかも損なうことのないよう慎重に対処すること。

2 農業の振興について

- (1) 「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、自然条件や農業実態などの地域の実情に十分配慮し、農業・農村の有する多面的機能や食料問題を巡る情勢も十分踏まえつつ、食料の安定供給や食の安全・安心の確保、農業の持続的な発展に向けた生産基盤・共同利用施設の整備や担い手の育成・確保、農村の振興など各種施策を充実させること。
- (2) 経営所得安定対策の見直しに当たっては、現在実施している施策の検証を十分行うとともに、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう、制度の法制化を含め、安定的・継続的な制度とすること。
また、対象品目の拡大など、地域の特性や、農産物等の品目ごとの生産の実情を考慮した支援策を講じるとともに、非主食用米等の生産をより一層誘導する仕組みとすること。
- (3) 青年就農給付金の支給要件を緩和するなど、新規就農者の就農意欲の喚起と定着を図るための支援策を充実させること。
また、集落営農組織の法人化促進や、法人化後の経営安定への支援策を講じるなど、持続的な担い手づくりに努めること。

- (4) 農地中間管理機構(仮称)の制度設計に当たっては、地方の意見を十分に聴き、都道府県や市町村など、関係機関の実情を踏まえた有効な仕組みとするとともに、将来を含め地方に負担を生じさせないこと。
- (5) 農産物の安全性と信頼性の確保など、食の安全・安心に関する国民ニーズに対応するため、国において加工食品の原料原産地表示対象品目の拡大及び輸入食品の検疫体制の強化を行うとともに、地方が行う以下の取組を支援すること。
- ・有機農業等の環境に配慮した農業に係る技術開発の推進
 - ・食育及び地産地消運動の推進
 - ・農薬の飛散防止技術及び残留分析技術の調査研究や普及
- (6) 農業生産の低コスト化や省力化、品質の向上などに向けた、地域における品種・技術の研究、開発及び普及に対する支援を強化すること。
- (7) 農業の生産性向上を図るため、農地の大区画化や汎用化、農業用水利施設の老朽化対策等の農業生産基盤整備、農地利用集積などが必要であることから、計画的にこれらの事業が推進できるよう支援すること。
- また、地域の緊急的な課題に応じた集落間道路の整備や農村地域の防災・減災対策を推進するとともに、小水力発電等の再生可能エネルギーの導入や、協働による農地・農業用水や農村環境等の地域資源の保全管理、耕作放棄地の再生など、農業・農村の多面的機能の維持・増進に向けた施策を推進すること。
- (8) 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の国内への侵入・まん延防止や発生した場合の農家等への経営支援、風評の払拭等の対策を引き続き強化すること。特に口蹄疫については、新たな発生に備えて迅速で簡易な検査方法を確立するとともに、発生した場合は、感染経路について速やかに解明するよう努めること。
- また、家畜の処分については、埋却が困難な場合や耕作放棄地及び農地以外が埋却地の対象となる場合もあるため、適切な防疫対策や埋却地の再活用が可能となるような支援策を講じること。
- さらに、家畜伝染病予防法で規定されていない飼育動物が家畜伝染病の病原体に感染している場合、まん延防止措置を実施できないことから、関連法令を整備するなどの措置を検討するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (9) 産業動物診療、家畜衛生及び公衆衛生に携わる質の高い獣医師を確保するため、大学のカリキュラム充実を図ること。
- また、畜産現場では、産業動物獣医師の業務を的確に補助する動物看護師を必要とすることから、その知識、技術の高位平準化を図るための教育制度の整備及び国家資格化を検討すること。

- (10) 野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に拡大している実態を踏まえ、個体数調整、生息環境の研究や管理、都府県境を越えた野生鳥獣の捕獲及び情報共有に係る広域連携、捕獲の担い手確保並びに侵入防止柵の整備等、鳥獣被害防止対策の更なる拡充と継続を図ること。また、捕獲した野生鳥獣の利活用を推進すること。
- (11) 我が国の農林水産業の持続的発展が将来にわたり可能となるよう、WTOドーハ・ラウンドにおける農業交渉及びEPA・FTA等の交渉において適切に対応すること。
- (12) 東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による農林水産物等の安全性の問題について、特に以下の対策を早急に講じること。
- ・ 地方公共団体や関係団体等が実施する農林水産物の放射性物質検査に係る検査機器の整備等について、全面的な支援を行うこと。
 - ・ 放射性物質により汚染された土壌等の除染を迅速に行うこと。
 - ・ 放射性物質に汚染された農業系廃棄物について、最終的な処分方法が具体的に確立するまでの間、一時保管等の隔離対策を強力に支援すること。
 - ・ 食品中の放射性物質に関する基準値に関し、国民の理解促進を図ること。また、国産農林水産物の安全性について、国内外における情報発信やリスクコミュニケーションを積極的に行うなど、風評の払拭に努めるとともに、地域の取組に対しても支援を行うこと。
 - ・ 国産食品に対する諸外国の輸入規制の早期解除に向けて、政府間交渉の取組を強化すること。
- (13) 未承認遺伝子組換え農作物については、国の責任において、国内で栽培や流通することがないよう厳重な検査を行うなど、国内侵入防止対策を強化すること。
- (14) 燃油価格・肥料価格や配合飼料価格が長期にわたり高騰し、農家の実質負担が増加していることから、生産資材の価格変動に左右されない安定した農業経営の確立に向けた資材の効率的な利用・低コスト化への取組への支援や、配合飼料価格安定制度を拡充・強化すること。
- 特に、燃油価格高騰緊急対策については、加工工程で燃油を使用する茶も対象となるよう拡充するとともに恒久的な制度とすること。

3 林業の振興について

- (1) 森林整備や木材利用などの森林吸収源対策は、地球温暖化対策の重要な柱であるため、「地球温暖化対策のための税」の用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど、地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みを構築すること。
- また、国産材の積極的使用、木質バイオマスエネルギーの利用拡大、J-クレジット制度の活用への支援を拡充すること。

- (2) 森林の有する多面的機能の持続的な発揮と、林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生、木材利用・エネルギー利用拡大による低炭素社会への貢献を図るため、森林・林業の再生に当たっては、林業を取り巻く環境など地域の実情に十分配慮し、地方と協議の上、以下をはじめとする効果的な施策を実施すること。
- ・「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」などによる森林整備の推進
 - ・「森林整備加速化・林業再生事業」に係る基金の積み増し・期間の延長
 - ・木造公共施設等の整備に対する助成制度の拡充・強化
 - ・木材利用ポイント制度の延長など、民間施設への国産材の利用を促進するための施策の充実
 - ・森林経営計画の作成や実行に必要な担い手の確保・育成
 - ・林道整備等を促進する定額助成制度の創設
- (3) 森林整備法人等について、資金調達や利息負担軽減対策、任意繰上償還の実施等、実効性のある支援措置を早急かつ長期的に講じること。
- また、森林整備法人の分収造林事業地及び累積債務を引き継ぐ都道府県の負担を軽減するため、第三セクター等改革推進債の対象期間の延長及び、償還年限等の要件緩和を図ること。
- (4) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い発生した放射性物質により汚染された全てのしいたけ原木等の廃棄物処理について、国は国民の不安を払拭するなど、万全の措置を講じること。
- また、きのこ・山菜類の出荷制限の解除要件については、野生きのこなどの実態に即して、検体量を減らすなど柔軟に対応すること。

4 水産業の振興について

- (1) 「水産基本計画」に基づき、水産業の現状と課題を踏まえ、地方と協議の上、より効果的な施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- 特に、東日本大震災による津波被害や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響など地域の実情に十分配慮すること。
- (2) 「資源管理・漁業経営安定対策」については、燃油価格高騰への更なる対策強化を図るなど、漁業者が安心して漁業に取り組む事ができるよう恒久的な制度とすること。特に、漁業共済の補償水準や、養殖業における適正養殖可能数量の設定方法について、地域の意見や実情を踏まえた上で見直すこと。
- また、水産業体質強化総合対策事業については、沿岸資源を回復させる取組支援など、地方のニーズを十分に把握して、事業の充実・継続を図ること。
- (3) 周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、既存の漁業協定の見直しも含め、水産物の安定供給の確保対策を強化すること。
- 特に、竹島の領土権の確立による日韓暫定水域の撤廃並びにそれまでの間の当該水域、日中暫定措置水域、北緯27度以南の水域においては、適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図ること。

さらに、日台漁業取決めについては、法令適用除外水域を見直すこと。
また、排他的経済水域内における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、国の監視・取締体制を充実・強化すること。

- (4) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の流出により、水産業への影響が懸念されることから、汚染水等が海洋へ流出することのないよう、万全の措置を講じること。

5 デフレ経済からの脱却と持続的な経済成長の実現について

安倍新内閣の発足後、政府・日銀においては、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」及び「民間投資を喚起する成長戦略」が進められている。

こうした中、対米ドルで見た為替レートは、1ドル＝70円台といった、行き過ぎた円高は修正されているものの、依然としてデフレは継続しており、また、急激な為替レートの変動に伴う影響にも留意が必要である。

政府・日銀においては、引き続き、適時の景気・雇用対策の取りまとめ、「物価安定の目標」の枠組みの下での金融緩和など、デフレ経済からの脱却と為替市場の安定に向けたマクロ経済・財政金融政策を的確に実施すること。

また、政府においては、「国家戦略特区」や規制改革など、「日本再興戦略」に盛り込まれた施策を早期に具体化・実行することによって、実体経済の持ち直しの動きを確実なものとするとともに、財政規律にも留意しつつ、持続的な経済成長を実現すること。

6 地域経済の活性化について

- (1) 原子力発電所の長期停止により、全国的に厳しい電力需給状況が続いていることから生産活動の停滞など事業活動への影響が生じないよう、国において、電気事業者に対する供給力の確保を指導すること。

また、電力各社の値上げが地域経済に与える影響を考慮し、電力の安定供給と料金上昇の抑制の道筋を明確にすること。

さらに、事業者向け発電設備や省エネ機器などの導入・改修等に対する支援を強化すること。

- (2) 産業活動におけるサプライチェーン寸断のリスク軽減や国土の均衡的発展を図る観点から、地方の条件不利地域への産業再配置を促進するとともに、国際競争を勝ち抜くため、ポテンシャルを有する地方発の先端的研究開発に対し支援措置を強化すること。

- (3) 総合特区の取組の中には、農林水産、環境など個別の分野を超える事業があるため、内閣府が総合調整機能を発揮し、区域指定を受けた地域の事業主体に直接財政支援する枠組みを構築すること。また、地域活性化総合特区については、企業投資を呼び込み、就業の場を創出するため、国際戦略総合特区と同様に法人税についても軽減すること。

7 中小企業の振興について

- (1) 依然として厳しい状況にある中小企業の金融情勢を踏まえ、政府系金融機関の融資制度を中小企業が利用しやすいよう充実するなど、中小企業の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。
特に、電気料金値上げに伴い経営が悪化した企業を追加するなど経済情勢を踏まえたセーフティネット保証5号の的確な認定要件や業種指定の随時見直し、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の取扱期間の延長、金融機関に対する指導強化により、金融のセーフティネットに万全を期すこと。
- (2) 信用保証協会の経営に支障を来さないようセーフティネット保証に係る保険の填補率の引き上げや、協会への無利子貸付並びに補助など支援措置を講じるとともに、今後、政策金融の全般的な見直しの一環として、「中小企業信用保険事業」の在り方を検討する場合には、地方自治体の意見を十分反映すること。
- (3) 地域産業の活性化や中小企業の振興を図るため、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実すること。
- (4) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により直接・間接的に被害を受けている中小企業及びそれらを支える団体の支援については、引き続き中小企業等の実態とニーズを踏まえ、各種施策を拡充すること。
- (5) 小規模企業者等設備導入資金制度が平成26年度で廃止されるが、小規模企業者の設備資金の調達に支障を来さないよう措置を講じること。

8 雇用対策の推進について

- (1) 雇用情勢や震災被災者等の就労の実情を踏まえ、雇用創出基金事業について、起業支援型地域雇用創造事業における受託企業の要件見直しなど制度の改善を行うとともに、その拡充を図ること。
また、地域の雇用状況に応じた雇用対策を進めることができるよう地域への支援施策を充実すること。
- (2) 中小企業と学生の間における雇用のミスマッチ解消に向けた取組の推進など、新卒者や既卒者に対する就職支援を充実すること。

- (3) 若年者のためのワンストップサービスセンターの運営支援やニート等の若者への職業的自立支援、若者の早期離職を防ぐための対策など、若年者雇用対策を充実すること。
- (4) 雇用調整助成金の助成率引き下げにより失業者が生じないように、十分な再就職支援策を講じること。
- (5) 離職者向け職業訓練については、離職者や地域のニーズに応じた弾力的運用を図ること。
また、職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）、職業能力開発大学校・短期大学校（ポリテクカレッジ）については、地域のものづくり産業への人材供給や離職者の就職に貢献している状況などを踏まえ、関係自治体や地元産業界の意向に反して、安易に統廃合を行うべきではないこと。併せて、地域のニーズに応じた訓練の充実を図ること。
- (6) 非正規労働者の正規雇用化や処遇改善策の充実を図ること。
- (7) 女性が安心して希望をもって働き、充実した職業生活と家庭生活を送ることができるよう、環境の整備や継続雇用・再就職支援等のための施策の充実を図ること。
- (8) 65歳以上の高齢者の就業機会の確保や70歳まで働ける企業の拡大のための施策を充実するなど、意欲のある高年齢者が安心して働けるよう雇用・就業対策を充実すること。
- (9) 障害者の就労促進策の充実・強化と地域のニーズに応じた雇用維持支援策の充実を図ること。
- (10) 都道府県が実施している技能検定制度をはじめとした、技能の振興や継承に対する施策が充実できるよう支援策の拡大を図ること。

【国土交通関係】

1 防災・減災対策の推進等について

- (1) 豪雨や地震等による災害が発生しやすい地理的特性下にある我が国において、国民の生命・財産を守るためには、自然災害の未然防止や被害の軽減対策が重要な課題である。このため、未曾有の被害をもたらした東日本大震災をはじめとする近年の自然災害の動向に対応できるよう、国土強靱化基本法をはじめとする関係諸法令の早期整備を進めるとともに、道路・河川・砂防・海岸事業等の防災・減災対策や、住宅・建築物等の耐震化対策を重点的、計画的に講じることなど、強靱な国土づくりに向けた取り組みを進めること。
- (2) 港湾機能の強化や高速道路網等のミッシングリンクの解消による日本海国土軸及び太平洋新国土軸等の確立等、広域及び地域におけるネットワークの代替性・多重性の確保・確立に必要な対策を積極的に実施し、広域的な経済活性化と災害に負けない安心・安全な国土づくりを進めること。

2 水源地域の保全について

国民の安全・安心な生活の確保のため、水源地域及び水資源の保全に向けて、水源地域及び水資源の適正な管理に係る基本法や海外資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る法令等の整備を行うとともに、土地所有者情報の行政機関相互の共有等を一層促進すること。

3 社会インフラの老朽化対策の推進・充実について

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、さらに増加すると見込まれている維持管理・更新に必要な予算を確保するとともに、地方等への財政支援拡充を図りながら維持管理・更新に関する制度の充実や技術開発の推進など、社会インフラの老朽化対策を着実に推進すること。

4 鉄道整備等の推進について

- (1) 活力ある社会の実現、地域間における交流・連携の強化を図るため、整備新幹線については、国家プロジェクトとしての重要性を踏まえ、国と地方の負担のあり方など財源構成の枠組みの見直しをはじめ、地方の受益の程度を勘案した負担改善策を継続して実施し、整備計画どおり早期完成を図ること。

また、並行在来線の維持・存続のため地方の実態とニーズを踏まえ、JR貸付料の活用等新たな支援策及びその財源措置やJRからの協力・支援のあり方などを検討し、所要の対策を講じること。

- (2) 災害時のバイパス機能やリダンダンシーの確保の観点も含めて、リニア中央新幹線やフル規格による北陸新幹線の早期全線整備、青函共用走行問題における早期の抜本的解決、フリーゲージトレイン（軌間可変電車）の早期実用化、基本計画路線の整備計画路線への格上げなどの新幹線の整備促進、主要幹線と都市間、地方都市間の輸送の高速化、相互連携及び安定輸送確保を図ること。
- (3) 都市鉄道等の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めるとともに安全性確保・向上を図ること。
- (4) 生活バス路線、地方の鉄道路線の維持・確保や離島航路・空路の維持・拡充等、地域の実情を踏まえた適切な支援を講じること。
- (5) 交通行政について国と地方の役割分担を明確にした上で、地域が主体となって地域の交通ネットワークを構築・維持するために必要な権限・財源を移譲すること。
- (6) 公共交通機関の利便性向上策として、ICカード乗車券導入や、鉄道トンネル内等での携帯電話等の接続環境の向上を図るために、事業者が行う投資に対する支援策を充実すること。
- (7) 地域公共交通の一翼を担うタクシーについて、安定的な事業活動が維持できるよう、タクシー適正化・活性化法の見直し等による新しい需給調整の仕組みを構築すること。

5 観光振興対策の推進について

- (1) 観光立国確立に向け、空港・港湾における訪日観光客の入国手続きについては、短時間のスムーズな入国審査を始めとした手続の改善等を進めるとともに、受入体制の整備を促進すること。
- (2) 東日本大震災の影響を受けて減少した訪日観光客の本格的な回復と今後の更なる増加を図るため、正確かつ迅速な情報の発信、訪日個人旅行の促進、国際会議等MICEの誘致、送客元の多様化など、積極的な対策を実施すること。
- (3) 休暇取得の分散化については、金融・物流・製造等の産業や地域の祭事の実施等に問題が生じないよう慎重に十分な検討を進めること。

6 高速道路の整備促進等について

- (1) 全国14,000kmの高規格幹線道路網の整備状況については、依然として大きな地域間格差やミッシングリンク、都市圏の環状道路の整備の遅れがあることから、我が国の成長力・国際競争力を強化し、また災害に強い国土づくりを行うためにも、高速道路が国全体のネットワークとして機能するよう、国の責任において早期整備を図ること。
- (2) 高速道路の利用を促進し、利便性の向上や地域活性化等を図るため、スマートインターチェンジ等の整備促進を図ること。
- (3) 高速道路等の料金制度の見直しにあたっては、総合的な交通体系の在り方を明確にした上で、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼさないよう考慮し、本四架橋やアクアラインを含め、地域間格差のない利用しやすい料金とするなど利用者の視点に立った料金体系の実現を図ること。また、新たな料金設定にあたっては、特定の地方に負担を求めることがないように配慮すること。特に、本四高速については、平成26年度からの全国共通料金の導入に向け、高速自動車国道の全国プール制への組み入れや償還期間の延長等の必要な措置を講じること。
- (4) 国の高速道路等の料金政策により影響を受ける鉄道、フェリー、高速バス等の公共交通機関に対して、十分な対策を講じること。
- (5) 高規格幹線道路を補完し、幹線道路ネットワークを形成する、地域高規格道路についても、整備推進を図ること。なかでも、隣接する県庁所在地間が高規格幹線道路で連結されていない地域や高規格幹線道路が欠落している地域については、大規模災害の備えとしての観点から、また、大都市地域の環状道路等については、国際競争力を強化する観点からも、高規格幹線道路と同様に、スピード感を持って地域高規格道路の早期整備を図ること。

7 航空路線の維持・充実等について

航空路線が日本各地の産業や経済及び住民の生活に果たしている役割、さらには日本経済全体に及ぼす影響の大きさにも十分配慮するとともに、東日本大震災後の復興支援を図る観点からも、航空ネットワークの維持・充実及び空港機能の強化について適切な対応を図ること。

また、小規模需要に適したコミューター航空を活用すること。

8 地域振興施策の推進について

過疎地域、山村、離島、半島等特定地域の地理的、自然的特性を生かした自立的発展を図るため、地域の主体的な集落対策の推進、地方への移住・定住の促進、また美しい自然環境や文化の維持など、地域の振興施策を推進すること。

9 高速・貸切バスの安全対策の強化について

「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」の着実な推進等による運送事業者や旅行業者に対する指導、道路の安全対策、事故被害者への対応等、実効性のある高速・貸切バスの安全確保対策を実施すること。

10 港湾の整備の推進等について

我が国の成長力・国際競争力を強化するため、国際貿易のゲートウェイとなる港湾、地域の産業を支える港湾において、大型船舶が入港可能な岸壁や航路、防波堤、臨港道路等の整備を推進すること。

また、大規模地震等の災害時において、緊急物資輸送や物流機能を確保できる耐震強化岸壁の整備を推進すること。

11 直轄事業負担金制度改革の確実な推進について

直轄事業負担金制度については、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲と併せ、制度の廃止など抜本的な改革を速やかにかつ確実に進めること。

その際には、社会資本整備の着実な実施にも配慮すること。

【社会保障関係】

1 社会福祉及び保健医療対策等の拡充について

地域に暮らす住民が安心して暮らせるよう、国と地方の社会保障サービスが一体として支えていることを踏まえ、それぞれの役割分担の下で、互いに協力し持続可能な社会保障制度を確立する必要がある。国においては、責任ある立場を強く自覚し、現実に生じる深刻な課題への対応を地方に転嫁することなく地方の意見を十分に尊重し、真に住民への責任を果たし得るよう、次の事項について、十分に対処するよう要望する。

- (1) 地域包括支援センターへの支援等による高齢者の介護予防や自立した生活のための支援策の拡充、医療・介護の連携の促進、地域の認知症支援体制の構築、適切な介護報酬の設定や資格取得の支援等による介護サービス人材の確保など高齢者施策の充実を図ること。
また、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、保険料と国・地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を図ること。
- (2) 新たな障害者福祉制度の構築に当たっては、障害者総合支援法施行後3年を目途として検討することとされた部分を含め、工程表を明確にした上で、都道府県・市町村の意見を聴きながら、財源とマンパワーを十分に確保し、持続可能な制度とすること。
- (3) 生活保護制度については、現在の保護費の国庫負担率を含めた国と地方の役割分担を最低限維持した上で、扶助の適正化と自立の助長を一層促進するとともに、最後のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるよう、不断の見直しを行うこと。
また、生活困窮者対策については、制度の具体化に当たり、地方の意見を十分に反映し、生活保護に至る前の段階の全国一律のセーフティネットとして、真に実効ある制度とすること。
- (4) 地域の要援護者に対し、行政だけではなく、住民組織、民生委員、NPO、医療・介護関係者等、様々な地域資源との連携による見守り・支え合い体制の構築により、きめ細かい支援を行うため、地域における支え合い体制づくりの推進を図ること。
- (5) 地域及び診療科における医師偏在や全国的に深刻な状況に陥っている医師不足の抜本的改善を図るため、地域及び診療科における必要な医師数を明確にした上で、医師養成の在り方等について早急に見直すとともに、診療報酬の適切な見直し等による病院勤務医の処遇改善及び負担軽減策のより一層の充実を図るなど、医師確保対策を強力に推進すること。また、看護師等医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を強力に推進すること。

- (6) 自治体病院等については、へき地医療など地域において重要な役割を果たしているその使命にかんがみ、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の効率化や医療体制の整備について、実態を踏まえ必要な支援策の充実を図ること。
- (7) 将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任を明確にした上で、医療保険制度の改革等を着実に行うこと。特に、国民健康保険制度については、国の定率負担の引上げによる公費負担の拡大などにより、構造的な問題に対する抜本的な解決を図るとともに、後期高齢者医療制度については、現行の枠組みを維持し、必要な改善を加えながら安定的な運営に努めること。
その上で、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。
- (8) 重度心身障害者（児）、乳幼児、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止すること。
- (9) 特定疾患治療研究事業については、平成25年1月27日の「平成25年度における年少扶養控除等の見直しによる地方財政の追加増収分等の取扱い等について」（三大臣合意）に基づき、早期に法制化を行うこと。法制化に当たっては、地方と十分協議し、地方の超過負担を解消するとともに、公平かつ安定的な仕組みを備えた、将来にわたり持続可能な制度とすること。
- (10) 今般の大都市圏を中心とした全国的な風しんの流行に際し、子を産み育てる世代への予防接種や抗体検査の促進など、先天性風しん症候群の発生予防対策が急務となっている。まん延防止のための対策を、国の責任において講じること。
- (11) 国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

2 人権の擁護に関する施策の推進について

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、インターネットを利用した差別表現の流布など、様々な人権にかかわる不当な差別その他の人権侵害事案に対応するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

さらに、児童・高齢者・障害者等に対する虐待、子ども同士のいじめや、女性への暴力を容認しない社会意識を形成するための教育・啓発の充実に努めるとともに、必要な支援措置を講じること。

【文教関係】

1 教育施策の推進について

- (1) 学級編制の標準の改善、学習指導要領の円滑な実施、少人数指導や特別支援教育の充実などの課題に対応した中長期的な教職員定数改善計画を早期に策定の上、着実に実施すること。
- (2) 政令指定都市が自主的・主体的に教育行政を展開できるよう、給与負担、教職員定数に関する権限を移譲し、すでに移譲されている教職員の人事権等とあわせた権限の一元化を図ること。その後、政令指定都市以外の市町村における人事権と給与負担の在り方を地域の実情に応じて決定できるよう検討すること。
- (3) 公立高校授業料無償制及び高等学校等就学支援金制度の実施に必要な経費は、国が全額負担すること。特に公立高等学校授業料不徴収交付金における授業料減免相当額の算定方法を見直し、地方に財政負担を生じさせないこと。
なお、所得制限の導入など、制度を見直す場合は、適時に地方へ必要な情報提供を行うとともに、地方の意見を聞く機会を設け、その意見を尊重すること。また、事務手続の簡素化や準備期間の十分な確保に配慮するとともに、制度の見直しに伴い生じる経費の全額について国が財政措置を講じること。
さらに、低所得層に対する高等学校等就学支援金の拡充や給付型奨学金の創設など、高校生等の就学支援の充実を図り、高校生修学支援基金事業などの修学支援事業については、引き続き安定的に運営ができるよう必要な財政支援を行うこと。
- (4) 幼児教育の無償化については、子ども・子育て支援新制度における教育・保育サービスとの関係をしっかりと整理したうえで、実現に向けた工程や国の財政負担など、具体化に向けた方向性を早期に明らかにすること。
- (5) 私立を含めた学校施設、社会教育施設における耐震化（非構造部材を含む。）及び老朽化対策を進めるため、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。特に、私立学校施設への支援水準については公立並とすること。
また、地域における文化芸術の拠点となっている文化会館等の文化施設についても、耐震化、バリアフリー化への対応などの長寿命化や機能向上につながる施設の改修など、その整備・充実に必要な財政支援を行うこと。
- (6) 開催都道府県の意見を十分反映した国民体育大会の改革を推進すること。また、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催経費及び選手派遣のための経費について応分の負担を行うこと。

(7) 国立大学が地域における「知の拠点」としての機能や役割を持続的に果たせるよう、国立大学法人運営費交付金の在り方を見直すこと。

また、公立大学についても、多様な分野で地域に貢献し、安定的な運営が確保できるよう、財政支援の充実を図ること。

2 地域における科学技術の振興について

地域における科学技術の振興は、新技術や新産業の創出による活力ある地域づくり、さらには我が国全体の科学技術の高度化・多様化に結びつくものであることから、広域的な産学官連携を推進するためのサポート体制の強化や、地域の産学官連携に不可欠なコーディネータを長期安定的に確保するための制度の創設など、地域における科学技術の振興に向けた支援策を積極的に推進すること。

【環境関係】

1 地球温暖化対策の推進について

「第四次環境基本計画」において、長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとされており、低炭素社会の実現に向け、その取組を加速させるため、温室効果ガス排出量の中期的削減目標を含め、昨今のエネルギー情勢を踏まえた我が国の地球温暖化対策の在り方を早急に国民に示すとともに、必要な法整備を進め、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となった取組を着実に推進すること。

2 自動車排出ガス対策等について

(1) 自動車からの環境負荷低減に関しては、低燃費車の普及を一層促進するとともに、電気自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、研究開発の推進、需要拡大、インフラ整備などについて、総合的な支援策を講じること。

充電インフラ整備に対する補助制度を充実させるとともに、利便性の向上を図るため、高速道路の充電インフラ整備の促進に努めること。

(2) 自動車NOx・PM法に基づく施策等総合的な自動車排出ガス対策を推進すること。

3 大気環境保全対策の推進について

(1) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）について、国民の健康への不安の解消のため、以下の対策を早急に講じること。

- ・多岐にわたる発生源の実態や生成メカニズム等の解明を行い、総合的、広域的かつ国際的対応も視野に入れた対策を講じること。
- ・常時監視体制の更なる強化のための都道府県の負担について必要な支援を行うこと。
- ・注意喚起の正確性を高めるため、測定機の精度向上を促進するとともに、広域的シミュレーションモデルを早急に構築し、より正確な予測を提供すること。
- ・疫学的知見、特に、影響を受けやすいとされる高齢者や乳幼児、呼吸器系・循環器系疾患患者の健康影響に関する知見の収集に努めきめ細かな対応を定めること。
- ・健康不安解消のため、国民に対し広く情報が行き渡るよう情報発信を適切に行うこと。

- (2) 光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸からの汚染物質の影響も示唆されていることから、原因解明のための調査研究を更に進めるとともに、国際的対応も視野に入れた対策を早急に講じること。

4 生物多様性保全対策等の推進について

生物多様性の保全及び持続可能な利用については、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された「愛知目標」の達成に向け、国は自らの責務を認識し施策の充実を図り、かつ、地方公共団体等と連携・協働して取り組み、各地域で総合的な対策が推進できるよう必要な支援を行うこと。また、多様な主体による取組が積極的になされるよう、効果的な広報・啓発活動を行うこと。

5 総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進について

- (1) 廃棄物の資源化や処理について、その円滑・適正な推進に向け、国、都道府県及び市町村等が役割分担の下、取り組んできているが、特に大きな役割を果たしている地方公共団体に対する支援を強化するなど、諸施策の充実を図ること。
また、一部の地域を除いて現在未整備である安定器等の小型電気機器を含むPCB汚染物等の拠点的広域処理施設の早期の整備を進めるほか、低濃度PCB廃棄物の処理については、無害化認定処理施設の拡充を図ること。
- (2) 不法投棄等に起因する支障除去等を円滑に進めるため、産業廃棄物適正処理推進基金について、制度の改善を図るとともに、必要額を確保すること。
なお、現行制度は平成27年度までとされていることから、平成28年度以降の支障除去等に関する支援スキームについては、早急に検討を開始し、都道府県の意見が反映された恒久的な制度を構築すること。
また、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図ること。
- (3) 拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、現行各種リサイクル法が適用されない製品についても、リサイクルシステムを早急に構築するとともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入し、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及について取り組むこと。

6 海岸漂着物等対策の推進について

海岸漂着物等の対策は、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、地域的な対策を地方公共団体が行う場合にあっては、回収・処分等の各段階における都道府県と市町村の役割分担を漂流物等も含めて明確にし、地方公共団体に混乱が生じないように対応策を講じること。

また、現行の漂着物の処理等への支援が平成26年度までとされていることから、漂流物等の処理等への支援も含め恒久的な財政支援制度を創設すること。

7 アスベスト対策の推進について

「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進に加え、検診制度の確立などの石綿健康被害救済制度の充実、アスベスト飛散防止のための規制強化など、国の責任においてアスベスト対策の充実強化を図ること。

また、石綿健康被害救済制度、建築物等のアスベストの有無に係る調査及び除去等の助成制度の見直しに当たっては、地方公共団体に新たな費用負担を求めないこと。

【エネルギー関係】

1 資源エネルギー対策の推進について

(1) エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成

エネルギーが、国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、エネルギー政策については、安全・安心の確保を前提とし、総合的なエネルギー安全保障の強化や地球温暖化対策の推進等に留意しながら、国内外における対策を総合的、計画的に推進すること。

また、エネルギー政策の推進に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

(2) 電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興を図るため、各省庁が一体となって生活環境や産業基盤の整備等を推進すること。

電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図ること。

(3) 再生可能エネルギーの導入拡大と地産地消

太陽光や風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上の観点からも重要であることから、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、「固定価格買取制度」の適切な運用や、制度の普及拡大のための規制緩和等の措置を講じるとともに、事業者及び利用者双方の負担軽減を図るための税財政上の措置の拡充や安定供給等のため蓄電池等の技術開発の積極的な推進、系統連系対策の強化等による導入拡大を進めること。

また、新たなエネルギー政策の具体的な推進に当たっては、真の地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むこととし、まずは各地域に潜在する再生可能エネルギーや未利用エネルギーをその地域で効果的に活用する「再生可能エネルギーの地産地消」の確立を目指し、規制緩和や必要な法整備を行うなどの支援策を講じること。更には、総合特区制度、構造改革特区制度や地域再生制度を活用した取組に対する積極的支援などの措置を講じること。

(4) 海洋エネルギー資源開発の推進

新たなエネルギー資源として注目されるメタンハイドレートに関しては、日本海沖や太平洋沖での調査や採取技術の開発を推進するなど、日本周辺海域における海洋エネルギー資源の実用化に向けた取組を一層加速化させること。

(5) エネルギーに係るインフラ整備の多様化

災害リスクに備えた強靱な国土形成を進めるため、天然ガスの広域的なパイプライン網の整備や石油製品の国家備蓄分散化など、エネルギーに係るインフラ整備の多様化について、国として主導的な役割を果たし、積極的に取り組むこと。

2 電力需給対策の推進について

(1) 電力供給力の確保

国民生活の安定向上や経済活動の維持・発展に必要な電力を安定的に確保するため、発電設備の新設、復旧など、電力供給力の十分な確保に向けた対策を講じること。

(2) 実効性のある節電対策の実施

節電に対する国民及び事業者の最大限の理解と協力を得るため、地方公共団体と緊密な連携のもと、積極的な啓発活動を行うとともに、節電による国民生活や経済活動への影響に十分配慮し、省エネルギー機器の導入に対する支援の継続や、ネガワット取引、時間帯別料金制などの節電に向けたインセンティブとなる電気料金制度の見直しなど、引き続き実効性のある節電対策を講じること。

【災害対策・国民保護関係】

1 大規模・広域・複合災害対策の推進について

現在の災害対策法体系について、大規模・広域・複合災害（原子力複合災害等を含む）を想定した国と地方の役割のあり方、緊急時対応から復旧復興に至る事務や権限及び財政負担等の役割分担を含めた災害対策法制等の見直しを行うこと。

見直しに当たっては、国、都道府県、市町村、民間企業、医療・福祉関係機関、NPOなど、全ての主体が総力を挙げて対応できる法体系・仕組みとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

- (1) 緊急時対応における役割分担のあり方
地方や民間等の主体的な活動を原則としつつ、それに対応できない部分は国の責任で対応すべきことを明確化すること。
- (2) 包括的な適用除外措置の創設
既存の法律や政省令等による規制や制約により、各主体の緊急時対応が阻害されないよう、包括的な適用除外措置を創設すること。
- (3) 国の財政支援に係る事務手続きの簡素化等
大規模・広域・複合災害（原子力複合災害等を含む）への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化、資金使途や期間制限等の制約撤廃など、必要な見直しを行うこと。
- (4) 緊急時対応体制の構築
国の指揮命令システムを明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、専属組織の創設等、国として一元的に緊急時対応を行える体制を構築すること。
- (5) 広域応援・受援体制の構築
地方自治体の行政機能喪失を想定した水平補完を基本とする支援、支援物資の調達・輸送・配分、広域避難者の受入及び情報収集・共有などの広域応援・受援体制について、府省庁間の縦割りの是正や国と地方の役割分担の整理も含めて体制を構築すること。また、海外支援を積極的に活用するための協力体制を整備すること。
- (6) 災害救助法の見直し
広域避難者の発生、事態の長期化及び行政機能の喪失等も想定し、被災地以外の自治体が救助に要する費用を支弁した場合の国への直接請求、期間や資金使途などの制約の撤廃等、被災自治体及び避難者受入自治体等の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、救助範囲を含めて見直しを行うとともに、必要な経費について、確実な財源措置を行うこと。

(7) 巨大地震対策及び津波対策の加速化と抜本的な強化

南海トラフ巨大地震及び首都直下地震の新たな被害想定に基づき、巨大地震対策及び津波対策の加速化と抜本的な強化並びに被災後の柔軟かつ早期の復旧・復興を図るため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「首都直下地震対策特別措置法」の早期成立、地震対策大綱及び応急対策活動の具体計画・事前の復旧・復興計画の策定等について重点的に取り組むとともに、基幹的広域防災拠点の増強・追加・整備を進めること。

(8) 複合災害対策の推進

原子力災害を含む複合災害対策については、別個の関係法令からなる複数の指揮系統による現場の混乱等の課題を踏まえ、従来の府省庁縦割りから脱し、統一的・効果的な複合災害対応が可能となるよう、法体系や国の指揮命令系統の一元化及び本部機能充実を含め、必要な検討・見直しを行うこと。

(9) 災害対策法制等の見直しの更なる推進

上記のほか、中央防災会議「防災対策推進検討会議最終報告」及び全国知事会意見・要望の反映に配慮すること。また、これまで国において進めてきた災害対策法制等の見直しの中で反映できない事項については、引き続き、見直しを検討すること。

2 災害予防対策の推進について

災害から国民の生命、身体及び財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るためには、減災の視点を取り入れた様々なハード・ソフト対策の推進が必要である。そのため、東日本大震災の教訓を踏まえ、地域防災計画の基本となる国の防災基本計画の更なる充実を図るなど、災害予防対策の取組を確実に推進すること。

特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 災害予防対策の推進

地域防災力の向上に対する支援、防災分野の人材育成、建物・構造物等の耐震化や老朽化対策、建物を守る地盤対策、共済制度や地震保険制度の充実、ソーシャルメディア等を活用した災害情報伝達手段の研究と整備、情報通信基盤の堅牢化・冗長化、津波対策及び液状化対策など、必要なハード・ソフト対策を推進すること。

(2) 調査研究等の充実・強化

地震津波、風水害や土砂災害、火山噴火等の予測精度の向上等を図る取組を推進すること。また、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の観測施設の早期整備と予知・観測体制の強化、日本海側プレート境界及び海底・内陸部の活断層（未確認断層を含む）の実態など、これまでに十分な知見が得られていない地域の地震等に関する調査研究を推進すること。

(3) 財源の確保

南海トラフ巨大地震や首都直下地震の被害想定地域を含む全国各地におけるハード・ソフト対策を引き続き推進するため、事前防災・減災に資する事業について、確実な財源措置等を行うこと。

加えて、消防の体制強化など地域の防災力を高めるための体制整備に対する財政支援の拡充並びに重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等を図ること。

(4) 公共インフラの代替・補完体制の構築

大規模・広域・複合災害（原子力複合災害等を含む）に備え、いまだ骨格を形成する基幹的交通網さえ整備されていない地域も含め、高速道路等のミッシングリンクの解消、リダンダンシーの確保などによる複数軸の公共インフラの整備を早急に進めること。

3 総合的な復旧復興支援制度の確立について

被災住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧復興を推進するため、東日本大震災の教訓を踏まえ、復旧復興のあり方の理念を含む復旧復興基本法（仮称）を整備すること。その際、被災自治体及び避難者受入自治体が、被災者の生活再建を含めた復旧復興事業を、地域の実情に応じて主体的な判断で実施できるよう、国が必要な財源（復興基金や交付金等の制度化を含む）を措置し、次の事項を含めた総合的な支援制度を確立すること。

(1) 各種制約の緩和・撤廃等

復旧復興を速やかに進行させるため、原形復旧が原則とされている復旧復興財源の制限撤廃や災害査定等の一連の事務手続きの更なる簡素化・迅速化及び事業期間制限の緩和など、既存制度にとられない規定を創設すること。

(2) 被災者生活再建支援制度のあり方等

相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。

制度の内容については、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目した支援も可能となるよう検討協議すること。

また、被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。

(3) 超大規模災害を想定した事前復興制度の創設

南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模災害が想定されている地域においては、命、財産、地域産業など住民の日々の暮らしを守る観点から、被災前の円滑な高台移転や区分所有物件の修理・再建等、地域の実情に応じた事前復興が可能となるよう法整備や制度設計を行うこと。

4 原子力災害対策の推進について

(1) 原子力安全対策の充実

- 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、重大事故は起こるものということ为前提に、事故時に放射性物質の大量放出や拡散を防ぐため、意思決定などマネジメント面への対応を含め、法制度や体制の整備等、安全対策に取り組むこと。
- 新たな規制基準の策定や今後の見直しに当たっては、現在も続く東京電力福島第一原子力発電所事故に係る検証と総括を行った上、立地及び周辺自治体をはじめ様々な専門家の意見を聴きながら幅広い議論を行い、IAEA等の関係機関や事業者からの意見も聴いた上で、科学的根拠に基づく真に実効性のある安全規制を確立すること。また、常に世界の最新の知見を反映し、国民に対し十分な説明を行うこと。

(2) 原子力防災対策の整備

- 原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、関係自治体等の意見を適切に反映していくこと。また、原子力の防災対策における地方自治体の役割の重要性に鑑み、地方自治体と国、事業者等との緊密な連携協力体制について、法的な位置付けも含め早急に検討すること。
- 実効性のある防護対策のために、原子力発電所の状態やSPEEDI等の放射性物質の大気中拡散予測に関する信頼性の高い情報、避難指示に関する情報等を迅速に公表・伝達し、避難や屋内退避等に有効に活用できる具体的な仕組みを構築すること。
- 高線量下において地方自治体、関係機関、民間事業者等が作業することを想定し、法律に規定する被ばく限度や限度を超えた場合の作業の方法に加え、要員の作業に関連する法整備を検討すること。
- 防災対策に係る資機材の配備、緊急時モニタリング体制、緊急被ばく医療体制、住民等の避難が円滑に行える体制の整備、一時退避所等の整備及び放射線防護対策等について、関係府省庁一丸となって対応すること。
- 都道府県や市町村の行政区域を越える広域避難を円滑に実施するため、国としても積極的に地方と連携し、避難先、避難経路及び避難手段の調整・確保、並びに必要な資機材の整備を行うなど、広域的な防災体制を整備すること。
- 地方自治体が地域の特性を踏まえて必要であると判断し、実施する防災対策に要する経費について、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。

5 国民保護の推進について

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活、国民経済に及ぼす影響を最小となるようにするため、国は、原子力発電所を含む重要生活関連等施設への武力攻撃事態等や複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃事態等を想定した対処マニュアル等を策定すること。併せて、生活関連等施設については、施設の性質、規模等が様々であり、施設数も多いことから重要施設に限定するなどの政令の基準の見直しを行うなど国民保護に関する業務が的確に実施できるよう努めること。

また、国民保護において必要となる物資及び資機材の備蓄整備並びに国民保護に関する訓練などの充実を図るとともに、国民保護について国民の理解を深めるため、一層の啓発に努めること。

【地域情報化関係】

1 社会保障・税に関わる番号制度について

- (1) 番号制度には、常にプライバシー保護の観点から問題点が指摘されていることから、プライバシー保護に関する国民の不安を払拭し、信頼される社会基盤として制度を導入するため、情報漏洩や目的外利用などの危険性について不断の検証を重ね、その結果に基づいた個人情報保護方策を示し、確立すること。
- (2) 行政運営の効率化など、行政サイドからの必要性だけでなく、利便性の向上や社会保障・税分野における公平性・公正性の確保など、住民サイドに立った具体的なメリットと導入に当たってのコストを、番号制度導入後の社会保障・税制度の全体像とともに分かりやすく示し、国民の理解を求めること。
- (3) 個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供の範囲については、地方公共団体の事務に直接的に影響するものであり、主務政省令等により個人番号の利用事務等を具体化する際には、立案段階から地方側と協議すること。
- (4) 法施行後3年を目途として検討される個人番号の利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。
- (5) 社会保障・税番号制度の導入に伴うシステム及びネットワーク構築・改修など、地方で必要となる作業とこれに要する経費について、詳細な工程表や技術標準も含め、速やかに明らかにすること。その際、番号制度が国家的な情報基盤であることを踏まえ、システム及びネットワークの構築・改修や維持管理にかかる経費は原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。また、番号制度の導入に必要な公的個人認証サービスの改良に要する経費等について、必要な財政措置を講じること。
- (6) 地方公共団体情報システム機構の設立及び運営に当たっては、情報提供手数料等の適切な設定や国と地方の負担割合の明確化等により、受益と責任に応じた経費負担を実現し、地方負担の減額、廃止を図ること。その際には、現在の公的個人認証サービスの運営において、制度創設時の過大な利用見込みにより、毎年度、地方に多額の経費負担が生じている現状を踏まえること。また、機構の運営収支や地方の負担のあり方を早期に明らかにした上で、機構業務の効率化や地方公共団体の代表によるガバナンスの確保などの実現に向け、地方側と十分に協議すること。

- (7) 番号制度の導入に伴う条例改正や個人情報保護評価等、地方側で対応が必要となる作業についての情報や、地方公共団体及び民間からの問い合わせに対する回答などの情報を随時提供し、滞りなく作業が進められるように、地方側と十分に協議すること。その際、地方側による戦略的かつ効果的な中期計画の策定と計画に基づく作業に資するよう、内閣官房や総務省等において番号法以外の社会保障・税・防災分野に関する法改正等の動向も把握し、地方側で対応が必要となる作業への影響を整理した上で、一元的な情報提供に努めること。

2 地上デジタル放送に係る必要な措置について

- (1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けている地域に対し、国の責任において、地上デジタル放送に係る必要な措置を引き続き実施すること。
特に同発電所事故により被害を受けている地域に対しては、原子力災害の特殊性にかんがみ、必要な対策を長期的かつ弾力的に実施すること。
- (2) 地上デジタル放送への完全移行への対応として、衛星利用による暫定的な難視聴対策を余儀なくされた世帯については、国及び放送事業者の負担と責任において、早急かつ確実に地上系の放送基盤による恒久的対策を講じること。
また、共聴施設の新設やケーブルテレビへの移行による難視聴対策を円滑に進めるため、電波利用料財源を活用するなどにより、それらの整備に係る対象世帯及び地方公共団体の負担について見直すとともに、施設の維持管理に係る負担の軽減策を講じること。
さらに、恒久的対策の円滑な実施を図るため、引き続き、各難視聴地域の住民や関係地方公共団体に対して適切かつ正確な情報提供に努めること。
- (3) 地上デジタル放送に対する相談、対応窓口を引き続き設置するなど、国の責任において必要な支援を実施すること。

3 地域情報化の推進について

- (1) 地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、特に、過疎・離島等の条件不利地域において情報格差が生じることがないように、光ファイバ網を始めとする超高速ブロードバンドなど情報通信基盤の整備及び電子自治体の推進に不可欠な地域公共ネットワークの整備を推進するため、規制緩和を含む支援策を拡充するとともに、整備後の安定的な運用を確保するため、維持管理費に対する支援策を講じること。
- (2) 携帯電話不感地帯解消に向け、通信事業者の設備投資を促進するため、施設の整備及び維持管理に係る負担の軽減策を講じること。

- (3) ユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、光ファイバなどのブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とすること。
- (4) 安全性強化など災害に強い情報通信基盤・地域公共ネットワークの構築への支援を継続するとともに、ラジオの難聴解消等、災害時に情報収集手段を確保するための支援策を講じること。
- (5) 自治体のICT部門におけるBCP（事業継続計画）対策を進めていくために、必要な支援策を講じること。

4 情報セキュリティ対策の推進について

- (1) 地方公共団体が保有する個人情報等を不正に取得した者が、インターネットを介して不特定多数の者が当該情報を入手できる状態に置く行為の禁止及びこれに反した者に対する罰則を規定した法律を早急に制定するとともに、地方公共団体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じること。
- (2) 日々多様化する地方公共団体へのサイバー攻撃に関して、具体的な対応方法などについて、引き続ききめ細やかな周知・情報提供の充実に努めること。

【地方公会計制度・地域国際化・基地・領土・拉致等関係】

1 新たな地方公会計制度における会計基準の整備について

今後の地方自治体の経営改善への取組を推進するためには、複式簿記・発生主義に基づく新たな地方公会計制度の導入を積極的に進める必要がある。

このため、行政の特質を考慮した上で、分かりやすく、自治体間や民間の類似事業との比較も容易な財務諸表が作成できる全国標準的な会計基準を早期に整備すること。

なお、その会計基準の検討に当たっては、地方財政の実務の実態を十分踏まえるとともに、地方自治体を幅広く参画させるなどその意見を最大限反映させること。

また、地方自治体における決算審議をより一層充実させるため、「地方自治法」など関係法令により定められている決算調書の様式緩和を行うとともに、行政の一層の効率化に資するため、例えば財産管理、社会資本の維持管理・更新などの業務に、財務諸表や台帳等を効果的に活用できるよう環境整備を行うこと。

さらに、その導入に当たっては、地方自治体の負担を考慮し、技術的な支援及び財政支援の創設等必要な措置を講じること。

2 地域国際化の推進について

(1) 国際化の進展に伴う多文化共生社会の形成に向けて、帰国・外国人児童生徒の教育、日本語及び母語の学習支援体制、雇用対策、保険・年金・医療、災害対応等の諸課題を解消する措置を早急に講じること。

とりわけ、医療や災害対応については、生命や健康にかかわる問題であることから、全国的に利用できる効果的な医療通訳システムの導入に向けた検討や、多言語・平易な日本語による災害関連情報の提供支援を行うこと。

(2) 地方公共団体が実施する国際交流・国際協力事業に対し、情報提供や要員養成及び海外技術研修員受入れに係る支援（入国事前審査及び査証発給事務の簡素化・迅速化）を推進拡充すること。

(3) 在外被爆者に対する援護に関し、居住国における健康診断や医療に要する費用の支給について、国内に居住する被爆者の状況及びその者の居住地における実情等を踏まえて検討を行い、必要な措置を早急に講じること。

(4) 地方警察官の増員を図るなど、来日外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを強化するとともに、犯罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡条約」や「刑事共助条約（協定）」の締結相手国の拡大を図ること。

(5) 国際定期便就航や国際ビジネス機の飛来など地域国際化の基盤整備の一環として、空港・港湾のC I Q（税関・出入国管理・検疫等）体制の整備・充実を図ること。

3 基地対策の推進について

- (1) 米軍基地の整理・縮小・返還を促進するとともに、返還後の基地跡地利用について国有財産の無償譲渡や無償貸付けなどの積極的な支援措置を講じること。
- (2) 日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。
基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること。
特に、航空機の整備点検、パイロット等の安全教育の徹底、住宅地域及び工場地帯上空での飛行制限並びに夜間離着陸訓練の中止等、徹底した安全対策を講じること。
基地内の環境問題等については、その影響が基地内にとどまらず、周辺住民等の生命、健康に重大な影響を与える可能性があることから、基地の管理、運用に当たっては、環境に係る特別協定などにより、環境法令等国内法が遵守されるよう見直すこと。
- (3) MV-22オスプレイをはじめとする米軍機による低空飛行訓練等については、必要な実態調査と事前情報提供を行った上で、関係地方公共団体や地域住民の不安が払拭されないまま実施されないよう措置すること。
- (4) 民間航空機の安全と円滑な運航を確保するため、米軍管理となっている空域の航空交通管制業務の見直しを進めること。
- (5) 米軍人等による事件・事故の防止について、具体的かつ実効的な対策を早急に講じるよう米側に申し入れること。
とりわけ米軍人等の事件・事故防止対策などについて協議するために、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」を設置すること。
- (6) 周辺事態安全確保法等の運用に当たっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

4 北方領土及び竹島問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島の早期返還及び竹島の領土権の早期確立は、多年にわたる国民の念願であり、その解決の促進を図ること。

5 拉致問題の早期解決について

北朝鮮当局による拉致問題の全面解決に向けて、関係諸国や国際機関等と連携・協調を図りながら主体的に取り組み、拉致問題の徹底的な全容解明はもとより、国際情勢の変化を的確に見極めつつ北朝鮮との政府間協議を再開し、目に見える形で具体的な成果を出すこと。また、北朝鮮に不測の事態が発生した場合の備えや、拉致被害者の安全の確保にあらゆる手立てを尽くすとともに、安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図り、あわせて、拉致の疑いのある方々について徹底した調査・事実確認を行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。

北朝鮮との交渉に当たり必要な場合は、更に強い姿勢をとることができるよう、国際社会と連携し、追加的な経済制裁等について国として対処するとともに、北朝鮮に対して実施した制裁措置については、拉致問題が解決しない限り見直すことはないとの毅然とした姿勢を貫くこと。

6 座礁放置された外国船舶の処理等について

座礁放置された外国船舶の処理等については、漁業被害対策や沿岸住民の安全確保、景観保持等の観点から、地元自治体が船体の撤去等を行っている状況にあるため、国の責任として処理する制度を確立すること。

なお、日本近海を航行する船舶について、P I 保険に加入するよう近隣諸国に要請するとともに、P I 保険が機能しなかった場合も想定した対応策を講じること。